

令和7年2月13日

総務部総務課作成

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び
に行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等
の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

1 概 要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の制定（令和6年6月7日公布）により、条項のズレが生じるため、関係条例を整理するものです。

2 内 容

整理条例において、次の4つの条例の一部改正を行います。

① 酒田市税条例の一部改正（税務課）

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

② 酒田市都市計画税条例の一部改正（税務課）

附則第6項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

③ 酒田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正（総務課）

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

④ 酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（総務課）

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 3 日
総務部総務課作成

酒田市基金条例の一部改正について

1 改正の目的

茜谷義務教育基金を廃止するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

昭和 25 年 7 月、茜谷五市郎氏から寄附金 100 万円をいただいたことをきっかけとして、茜谷義務教育就学基金を設立しました。五市郎氏からは、昭和 35 年までの間に計 10 回、総額 260 万円のご寄附をいただきました。

その後、この継続的なご寄附は、ご子息の茜谷徳治氏に受け継がれ、昭和 48 年から毎年 50 万円ずつご寄附をいただきました。

寄附をいただいた当初は、基金の利子を用いて、就学困難な児童生徒の就学奨励費として活用していましたが、昭和 54 年度からは、茜谷義務教育基金へと名称変更するとともに、目的を小中学校の図書購入費に変更しました。

図書の購入は平成 17 年の市町村合併以降も進めてきましたが、長引く低金利のため、運用した利子のみではまとまった図書の購入が困難になりました。このため、令和 2 年度からは当該基金を取り崩して市内小中学校の図書購入費に充当しており、結果、令和 6 年度中に基金の現金の残高が 0 になることから、基金を廃止するものです。

また、山形放送の株式については、未公開株であり現金化が困難なことから、基金に属しない有価証券に付け替えて統合することとします。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 時間外勤務命令の制限の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

① 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

介護離職防止の目的で、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、事業主に義務付けられた仕事と介護の両立支援制度に準じた取り扱いをするもの。具体的には以下の通り。

- ・労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを義務とする。
- ・職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備又はその他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を行うことを、選択的に義務とする。

② 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

時間外勤務命令の制限について、3歳未満の子を養育する職員の請求としていたものを、小学校就学前の子を養育する職員まで拡大する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。

令和 7 年 2 月 13 日
総務部人事課作成

酒田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- 職員の給料表の切替えを行うとともに、諸手当の支給条件を改定するなど、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

① 令和 7 年 4 月 1 日付けで新たな給料表に切替える対応の実施

行政職給料表について、3 級以上の給料表の初号近辺の号棒をカットして、各級の初号の額を引き上げる。

(例) 行政職給料表 3 級→1 号から 5 号までを 1 号に圧縮

旧号給	円	新号給	円
1	265,300	1	269,300
2	266,300	2	270,400
3	267,300	3	
4	268,300		
5	269,300		
6	270,400		

② 配偶者の扶養手当の段階的廃止と、子の扶養手当の段階的増額

配偶者の扶養手当及び子の扶養手当について、以下の通り改定する。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者の扶養	6,500円	3,000円	廃止
子の扶養	10,000円	11,500円	13,000円

※上段中、令和 7 年度とある部分は令和 7 年 4 月 1 日から、令和 8 年度以降とある部分は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

③ 管理職特別勤務手当の支給条件の改定

管理職特別勤務手当の対象となる平日深夜時間帯について、現行０時～５時に支給対象となっているものを、２２時～５時までに拡大する。

④ 再任用職員の諸手当の支給対象拡大

再任用職員の諸手当（扶養手当を除く）について、他の一般職職員と同じ内容で支給するように改定する。

現行	改正後
通勤手当のみ支給	通勤手当、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当、地域手当等 (扶養手当は含まない)

３ 施行期日

令和７年４月１日。ただし、②については、一部令和８年４月１日。

令和 7 年 2 月 13 日
総務部人事課作成

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用する条項を変更するため、
所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

① 項ずれの修正

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正により、引用する条項に項ずれが生じた
ため、これを修正する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。

令和 7 年 2 月 1 3 日

企画部都市デザイン課作成

酒田市手数料条例の一部改正について

1 概要

宅地造成等規制法の一部改正等に伴い、開発行為許可申請手数料を改定するものである。

2 内容

宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行された。この改正により、宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において都市計画法の開発許可を受けて行われる宅地造成等に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされることとなった。このことにより、開発行為許可において盛土規制法の審査項目が追加されることとなり、審査時間が増えることから手数料を改定する。なお、改正後の手数料は山形県が算定し、県下統一金額となる。

3 施行期日

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）に基づき山形県知事が本市の区域内に宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定した日から施行する。

手数料一覧

都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為の許可の申請

区分	開発区域の面積	現行	改正後
主として自己の居住の用に供する住宅の用に供する目的で行う開発行為	0.1 ヘクタール未満のとき	8,600	10,000
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき	22,000	24,000
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき	43,000	59,000
	0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき	86,000	110,000
	1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき	130,000	170,000
	3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき	170,000	230,000
	6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき	220,000	290,000
	10 ヘクタール以上のとき	300,000	460,000
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1 ヘクタール未満のとき	13,000	15,000
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき	30,000	34,000
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき	65,000	88,000
	0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき	120,000	160,000
	1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき	200,000	270,000
	3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき	270,000	360,000
	6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき	340,000	460,000
	10 ヘクタール以上のとき	480,000	730,000
上記以外の開発行為	0.1 ヘクタール未満のとき	86,000	100,000
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき	130,000	140,000
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき	190,000	260,000
	0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき	260,000	350,000
	1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき	390,000	530,000
	3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき	510,000	700,000
	6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき	660,000	900,000
	10 ヘクタール以上のとき	870,000	1,300,000

都市計画法第 35 条の 2 の規定に基づく開発行為の変更許可の申請

区分	現行	改正後
変更許可申請の上限	870,000	1,300,000
その他の変更	10,000	14,000

令和 7 年 2 月 1 3 日
企画部文化政策課作成

酒田市旧白崎医院設置管理条例の廃止について

1 廃止の理由

酒田市旧白崎医院は、市指定の文化財としての展示開放の観点から開館してきたが、耐震診断未実施で今後耐震診断・改修を行う予定もなく、建物の老朽化により来館者の安全が担保できなくなった。そのため、令和 5 年度に白崎資金調整基金を活用して外観補修したことを契機に令和 6 年度より休館して外観観覧のみに切り替えていることから、その用途を廃止するため、条例を廃止する。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年 2 月 1 3 日
企画部文化政策課作成

酒田市阿部記念館設置管理条例の廃止について

1 廃止の理由

酒田市阿部記念館は、松山地域の教育・文化の発展に寄与するため開館してきたが、屋根や家屋の土台が不朽するなど建物の痛みがひどく、資料の収蔵環境が悪化した。建物は耐震診断未実施で今後耐震診断・改修を行う予定もなく、老朽化により収蔵資料や来館者の安全が担保できなくなったことに伴い、令和 6 年度より休館していることから、所期の目的を達成したものとして、条例を廃止する。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年 2 月 1 3 日
教育委員会企画管理課作成

酒田市学校給食共同調理場設置条例の廃止について

1 廃止の理由

酒田市学校給食共同調理場は、平田地域の小中学校へ給食の提供を行ってきましたが、施設の老朽化により令和 6 年度をもって同施設の使用を終了することに伴い、条例の廃止をするものです。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年 2 月 1 3 日
定期航路事業所作成

酒田市定期航路事業条例の一部改正について

1. 改正の理由

飛島島民の運賃負担の軽減を目的に、定期航路事業における島民運賃の割引を実施するとともに、船内において旅客が遵守すべき事項に関する規定を設けるなど、所要の改正を行うものである。

2. 条例の概要

(1) 条例本文の追記

定期船を利用する旅客はすべてこの条例と酒田市航路事業運送約款を承認のうえ乗船する主旨の項を加える。

(2) 運賃表の改定

別表旅客運賃表の飛島島民運賃の記載事項について改定する。

(3) 新旧対照表 別紙

3. 改正の背景

島民の本土往来がより円滑にできるようにすることを目指し、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金）における離島住民運賃割引制度を活用して旅客運賃の割引を実施するもの。

現在の往復運賃を購入する場合に復路分の 2 割を割引していることに対し、適用する割引運賃を往路・復路とも 3 割の割引として、片道 1,500 円とするもの。

4. 適用開始時期

令和 7 年 4 月 1 日

酒田市定期航路事業条例の改正とともに、海運法に定める「運賃及び料金の適用方」の届出の変更を行い、令和 7 年度から適用する。

別 紙

酒田市定期航路事業条例新旧対照表

新	旧																																
本則 （運航） 第4条 （略） <u>2 定期運航路線又は不定期運航路線を利用する者（以下「旅客」という。）は、すべてこの条例及び約款を承認のうえ乗船し、又は貨物等を託送するものとみなす。</u> <u>3 旅客は、船内においてはこの条例及び約款その他の規程を遵守し、船長の指示命令に従わなければならない。</u> （運賃） 第5条 旅客は、次に掲げる運賃を納入しなければならない。 （1）・（2） （略） 別表第1(第5条関係) 旅客運賃表 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>酒田～勝浦間</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="3">個人</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">飛島島民運賃</td><td>大人1人につき <u>片道 1,500 円</u></td><td rowspan="2">飛島に居住する者に限る。</td></tr><tr><td>小児1人につき <u>片道 750 円</u></td></tr><tr><td>団体</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区分		酒田～勝浦間	摘要	個人	（略）	（略）	（略）	飛島島民運賃	大人1人につき <u>片道 1,500 円</u>	飛島に居住する者に限る。	小児1人につき <u>片道 750 円</u>	団体	（略）	（略）	（略）	本則 （運航） 第4条 （略） （新設） （新設） （運賃） 第5条 <u>定期運航路線及び不定期運航路線を利用する者は、次に掲げる運賃を納入しなければならない。</u> （1）・（2） （略） 別表第1(第5条関係) 旅客運賃表 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>酒田～勝浦間</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="3">個人</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">飛島島民運賃</td><td>大人1人につき <u>往路 2,140 円</u> <u>復路 1,720 円</u></td><td rowspan="2">飛島に居住する者に限る。</td></tr><tr><td>小児1人につき <u>往路 1,070 円</u> <u>復路 860 円</u></td></tr><tr><td>団体</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区分		酒田～勝浦間	摘要	個人	（略）	（略）	（略）	飛島島民運賃	大人1人につき <u>往路 2,140 円</u> <u>復路 1,720 円</u>	飛島に居住する者に限る。	小児1人につき <u>往路 1,070 円</u> <u>復路 860 円</u>	団体	（略）	（略）	（略）
区分		酒田～勝浦間	摘要																														
個人	（略）	（略）	（略）																														
	飛島島民運賃	大人1人につき <u>片道 1,500 円</u>	飛島に居住する者に限る。																														
		小児1人につき <u>片道 750 円</u>																															
団体	（略）	（略）	（略）																														
区分		酒田～勝浦間	摘要																														
個人	（略）	（略）	（略）																														
	飛島島民運賃	大人1人につき <u>往路 2,140 円</u> <u>復路 1,720 円</u>	飛島に居住する者に限る。																														
		小児1人につき <u>往路 1,070 円</u> <u>復路 860 円</u>																															
団体	（略）	（略）	（略）																														

令和 7 年 2 月 1 3 日
健康福祉部こども未来課作成

酒田市子ども・子育て会議条例の一部改正について

1. 改正の理由

こども基本法の制定及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、計画の名称及び引用する条項を変更するため、所要の改正を行うものです。

2. 改正の内容

こども基本法の施行を踏まえ、「酒田市子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画（こども基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）」に改めるとともに、会議の所掌事務に、「(3)こども施策(こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。)に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。」を加えます。

また、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条項を変更します。

3. 施行日

令和7年4月1日

令和 7 年 2 月 13 日
健康福祉部国保年金課作成**酒田市国民健康保険税条例の一部改正について****1 改正の理由**

保険給付費等に見合う財源を確保するため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の各割額を改定することについて、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

税率、被保険者均等割額、世帯別平等割額、及び軽減世帯の減額について、以下のとおり改正するものです。

<基礎課税額分>

区 分		改正前	改正後	条 項
所得割額		5.7%	6.0%	第4条第1項
被保険者均等割額		18,700 円	19,700 円	第6条
世帯別 平等割額	下記以外世帯	13,900 円	15,000 円	第6条の2第1号
	特定世帯	6,950 円	7,500 円	第6条の2第2号
	特定継続世帯	10,425 円	11,250 円	第6条の2第3号

<後期高齢者支援金等課税額分>

区 分		改正前	改正後	条 項
所得割額		2.2%	2.6%	第7条
被保険者均等割額		8,200 円	8,800 円	第8条の2
世帯別 平等割額	下記以外世帯	6,000 円	6,700 円	第8条の3第1号
	特定世帯	3,000 円	3,350 円	第8条の3第2号
	特定継続世帯	4,500 円	5,025 円	第8条の3第3号

※介護納付金課税額分については変更ありません。

< 7 割軽減世帯の減額 >
 < 基準課税額分 >

区 分		改正前	改正後	条 項
均等割額		13,090 円	13,790 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号ア
平等割額	下記世帯以外	9,730 円	10,500 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号イ (ア)
	特定世帯	4,865 円	5,250 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号イ (イ)
	特定継続世帯	7,297 円	7,875 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号イ (ウ)

< 後期高齢者支援金等課税額分 >

区 分		改正前	改正後	条 項
均等割額		5,740 円	6,160 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号ウ
平等割額	下記世帯以外	4,200 円	4,690 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号エ (ア)
	特定世帯	2,100 円	2,345 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号エ (イ)
	特定継続世帯	3,150 円	3,518 円	第 1 1 条第 1 項第 1 号エ (ウ)

< 5 割軽減世帯の減額 >
 < 基準課税額分 >

区 分		改正前	改正後	条 項
均等割額		9,350 円	9,850 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号ア
平等割額	下記世帯以外	6,950 円	7,500 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号イ (ア)
	特定世帯	3,475 円	3,750 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号イ (イ)
	特定継続世帯	5,212 円	5,625 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号イ (ウ)

< 後期高齢者支援金等課税額分 >

区 分		改正前	改正後	条 項
均等割額		4,100 円	4,400 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号ウ
平等割額	下記世帯以外	3,000 円	3,350 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号エ (ア)
	特定世帯	1,500 円	1,675 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号エ (イ)
	特定継続世帯	2,250 円	2,513 円	第 1 1 条第 1 項第 2 号エ (ウ)

< 2 割軽減世帯の減額 >

< 基準課税額分 >

区 分		改正前	改正後	条 項
均等割額		3,740 円	3,940 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号ア
平等割額	下記世帯以外	2,780 円	3,000 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号イ (ア)
	特定世帯	1,390 円	1,500 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号イ (イ)
	特定継続世帯	2,085 円	2,250 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号イ (ウ)

< 後期高齢者支援金等課税額分 >

区 分		改正前	改正後	条 項
均等割額		1,640 円	1,760 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号ウ
平等割額	下記世帯以外	1,200 円	1,340 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号エ (ア)
	特定世帯	600 円	670 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号エ (イ)
	特定継続世帯	900 円	1,005 円	第 1 1 条第 1 項第 3 号エ (ウ)

未就学児に係る被保険者均等割額の減額

< 基準課税額分 >

軽減割合	改正前	改正後	条 項
7 割軽減	2,805 円	2,955 円	第 1 1 条第 2 項第 1 号ア
5 割軽減	4,675 円	4,925 円	第 1 1 条第 2 項第 1 号イ
2 割軽減	7,480 円	7,880 円	第 1 1 条第 2 項第 1 号ウ
軽減なし	9,350 円	9,850 円	第 1 1 条第 2 項第 1 号エ

< 後期高齢者支援金等課税額分 >

軽減割合	改正前	改正後	条 項
7 割軽減	1,230 円	1,320 円	第 1 1 条第 2 項第 2 号ア
5 割軽減	2,050 円	2,200 円	第 1 1 条第 2 項第 2 号イ
2 割軽減	3,280 円	3,520 円	第 1 1 条第 2 項第 2 号ウ
軽減なし	4,100 円	4,400 円	第 1 1 条第 2 項第 2 号エ

3 国民健康保険運営協議会での審議経過

令和7年1月30日開催

諮問：酒田市国民健康保険税率の一部改正について

国民健康保険税額の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の
各割額の改正

答申：酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

改正を妥当と認める

4 施行期日

令和7年4月1日

区分／ケース	A 給与1名	B 給与1名 無職1名	C 65歳以上、 年金1名 無職1名	D 給与1名 無職1名	E 給与1名 無職1名	F その他所得2 名	G 給与1名 無職1名	H 給与2名 未就学1名	I 給与2名	J 給与1名 その他所得1 名 無職2名
被保険者数	1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	3人	2人	4人
世帯 構成 等	給 与 収 入 980,000	給 与 収 入 980,000	給 与 収 入 1,750,000	給 与 収 入 1,530,000	給 与 収 入 1,700,000	給 与 収 入 1,330,000	給 与 収 入 2,400,000	給 与 収 入 3,600,000	給 与 収 入 4,200,000	給 与 収 入 9,200,000
所得 割 率	5.7%	0.0%	12,540	31,350	39,330	51,300	66,690	114,570	141,930	536,940
資産 割 率	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
均等 割 率	18,700円	18,700	37,400	37,400	37,400	37,400	37,400	56,100	37,400	74,800
平等 割 率	13,900円	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900	13,900
割 合 計	32,600	51,300	63,840	82,650	90,630	102,600	117,990	184,570	193,230	625,640
7 割 減 判 定 所 得 金 額	430,000	430,000								
5 割 減 判 定 所 得 金 額			1,040,000	1,040,000						
2 割 減 判 定 所 得 金 額					1,550,000	1,550,000				
軽 減 適 用	7 割 減	7 割 減	5 割 減	5 割 減	2 割 減	2 割 減				
(A) の 軽 減 額	22,820	35,910	25,650	25,650	10,260	10,260				
未就学児分の均等割軽減適用 (B)							5 割 減			
(B) の 軽 減 額							9,350			
医 療 分 ①	9,700	15,300	38,100	57,000	80,300	92,300	117,900	175,200	193,200	625,600
所得 割 率	2.2%	0.0%	4,840	12,100	15,180	19,800	25,740	44,220	54,780	207,240
資産 割 率	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
均等 割 率	8,200円	8,200	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400	24,600	16,400	32,800
平等 割 率	6,000円	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
割 合 計	14,200	22,400	27,240	34,500	37,580	42,200	48,140	74,820	77,180	246,040
7 割 減 判 定 所 得 金 額	430,000	430,000								
5 割 減 判 定 所 得 金 額			1,040,000	1,040,000						
2 割 減 判 定 所 得 金 額					1,550,000	1,550,000				
軽 減 適 用 (A)	7 割 減	7 割 減	5 割 減	5 割 減	2 割 減	2 割 減				
(A) の 軽 減 額	9,940	15,680	11,200	11,200	4,480	4,480				
未就学児分の均等割軽減適用 (B)							5 割 減			
(B) の 軽 減 額							4,100			
支 援 金 等 分 ②	4,200	6,700	16,000	23,300	33,100	37,700	48,100	70,700	77,100	246,000
所得 割 率	2.3%	0.0%	0	12,650	15,870	20,700	26,910	46,230	57,270	216,660
資産 割 率	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
均等 割 率	10,600円	10,600	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200
平等 割 率	5,700円	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
割 合 計	16,300	26,900	0	39,550	42,770	47,600	53,810	73,130	84,170	243,560
7 割 減 判 定 所 得 金 額	430,000	430,000								
5 割 減 判 定 所 得 金 額				1,040,000						
2 割 減 判 定 所 得 金 額					1,550,000	1,550,000				
軽 減 適 用 (A)	7 割 減	7 割 減		5 割 減	2 割 減	2 割 減				
(A) の 軽 減 額	11,410	18,830		13,450	5,380	5,380				
介 護 分 ③	4,800	8,000	0	26,100	37,300	42,200	53,800	73,100	84,100	170,000
計 ④ (① + ② + ③)	18,700	30,000	54,100	106,400	150,700	172,200	219,800	319,000	354,400	1,041,600
所得 割 率	6.0%	0.0%	13,200	33,000	41,400	54,000	70,200	120,600	149,400	565,200
資産 割 率	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
均等 割 率	19,700円	19,700	39,400	39,400	39,400	39,400	39,400	59,100	39,400	78,800
平等 割 率	15,000円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
割 合 計	34,700	54,400	67,600	87,400	95,800	108,400	124,600	194,700	203,800	659,000
7 割 減 判 定 所 得 金 額	430,000	430,000								
5 割 減 判 定 所 得 金 額			1,040,000	1,040,000						
2 割 減 判 定 所 得 金 額					1,550,000	1,550,000				
軽 減 適 用 (A)	7 割 減	7 割 減	5 割 減	5 割 減	2 割 減	2 割 減				
(A) の 軽 減 額	24,290	38,080	27,200	27,200	10,880	10,880				
未就学児分の均等割軽減適用 (B)							5 割 減			
(B) の 軽 減 額							9,850			
医 療 分 ⑤	10,400	16,300	40,400	60,200	84,900	97,500	124,600	184,800	203,800	659,000
所得 割 率	2.6%	0.0%	5,720	14,300	17,940	23,400	30,420	52,260	64,740	244,920
資産 割 率	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
均等 割 率	8,800円	8,800	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	26,400	17,600	35,200
平等 割 率	6,700円	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
割 合 計	15,500	24,300	30,020	38,600	42,240	47,700	54,720	85,360	89,040	286,820
7 割 減 判 定 所 得 金 額	430,000	430,000								
5 割 減 判 定 所 得 金 額			1,040,000	1,040,000						
2 割 減 判 定 所 得 金 額					1,550,000	1,550,000				
軽 減 適 用 (C)	7 割 減	7 割 減	5 割 減	5 割 減	2 割 減	2 割 減				
(C) の 軽 減 額	10,850	17,010	12,150	12,150	4,860	4,860				
未就学児分の均等割軽減適用 (D)							5 割 減			
(D) の 軽 減 額							4,400			
支 援 金 等 分 ⑥	4,600	7,200	17,800	26,400	37,300	42,800	54,700	80,900	89,000	260,000
所得 割 率	2.3%	0.0%	0	12,650	15,870	20,700	26,910	46,230	57,270	216,660
資産 割 率	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
均等 割 率	10,600円	10,600	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200
平等 割 率	5,700円	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
割 合 計	16,300	26,900	0	39,550	42,770	47,600	53,810	73,130	84,170	243,560
7 割 減 判 定 所 得 金 額	430,000	430,000								
5 割 減 判 定 所 得 金 額				1,040,000						
2 割 減 判 定 所 得 金 額					1,550,000	1,550,000				
軽 減 適 用 (C)	7 割 減	7 割 減		5 割 減	2 割 減	2 割 減				
(C) の 軽 減 額	11,410	18,830		13,450	5,380	5,380				
介 護 分 ⑦	4,800	8,000	0	26,100	37,300	42,200	53,800	73,100	84,100	170,000
計 ⑧ (⑤ + ⑥ + ⑦)	19,800	31,500	58,200	112,700	159,500	182,500	233,100	338,800	376,900	1,089,000
医療分 (⑤-①)	700	1,000	2,300	3,200	4,600	5,200	6,700	9,600	10,600	33,400
支援金等分 (⑥-②)	400	500	1,800	3,100	4,200	5,100	6,600	10,200	11,900	14,000
介護分 (⑦-③)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (⑧-④)	1,100	1,500	4,100	6,300	8,800	10,300	13,300	19,800	22,500	47,400
税額増減率	5.9%	5.0%	7.6%	5.9%	5.8%	6.0%	6.1%	6.2%	6.3%	4.6%

※ R7軽減基準

7割軽減 基礎控除額43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯

5割軽減 基礎控除額43万円+〔30.5万円×（国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数）〕+10万円×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯

2割軽減 7割減、5割減以外の世帯で、基礎控除額43万円+〔56万円×（国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数）〕+10万円

×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯

賦課限度額 109万円（医療66万、支援26万、介護17万）

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び 基準を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 企業職員に係る諸手当の支給条件を改定するなど、所要の改正を行います。

2 改正の概要

① 配偶者の扶養手当の段階的廃止と子の扶養手当の段階的増額

配偶者の扶養手当及び子の扶養手当について、以下のとおり改定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降※
配偶者の扶養	6,500円	3,000円	廃止
子の扶養	10,000円	11,500円	13,000円

② 管理職員特別勤務手当の支給条件の改定

管理職員特別勤務手当の対象となる平日深夜時間帯について、現行0時～5時に支給対象となっているものを、22時～5時までに拡大します。

③ 再任用職員の諸手当の支給対象拡大

再任用職員の諸手当（扶養手当を除く）について、他の常勤職員と同じ内容で支給できるように改定します。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、①の※については、令和8年4月1日。